

別紙 屋外イベント開催促進補助金の概要

1 目的

イベント開催時等における新型コロナウイルス感染症対策が緩和される中、屋外イベントの開催機運を醸成し、早期に街に賑わいを取り戻すため、開催経費の一部を補助することで屋外イベントの開催を促進する。

2 補助対象となるイベント

- (1) 対象期間 令和4年5月上旬～令和5年1月下旬の間に行われるイベント
- (2) 会場 本市が所管する屋外施設（イベント会場面積が概ね3,000㎡以上）であり、アクセスが容易であること。
- (3) 要件
 - ① 企画内容について
 - ・ 市民が広く参加でき、親しみやすい企画内容であること
 - ・ 会場設営、警備、飲食提供、物販など、多くの関連事業者の参画を受けて実施されるイベントであること
 - ② 営利のみを目的とせず、収支計画に妥当性があること。

3 補助金額及び補助対象経費（予定 ※今後の感染症に係る状況により変更する場合があります。）

1 イベントあたり補助上限1,000千円（補助率2分の1）

○ 対象経費

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費（人件費、備品購入費は対象外）

※ 取得価格2万円以上の物品を備品とみなす。

(2) イベント用品（テント、机、椅子、放送・音響設備、仮設トイレ等）のレンタル経費とその設営撤去に要する経費。

4 補助金申請受付期間

- 補助金申請は、イベント開催月の前々月の末日締め切り。毎月15日交付決定。
- 5月8日（月）～31日（水）に開催予定イベントは、4月15日（土）申請締め切り。
- 前期募集により、予算額に達した場合、後期の募集は行わない。

5 申請件数の見込み 25～30件